

消費者団体訴訟制度とは？

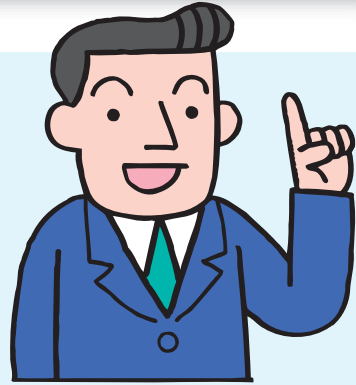
消費者団体訴訟制度の確立の背景には、商品・サービスに関する消費者トラブルの増加があります。そこで、消費者被害の発生または拡大の防止を目的として、内閣総理大臣が認定した適格消費者団体に、事業者の不当な行為に対する差止請求権を認めるものです。

消費者

消費者は、適格消費者団体へ積極的に被害情報を提供し、差止請求・裁判結果を被害防止に活かすことが大切です。

- 被害情報を積極的に提供してください。
- 差止請求や裁判の結果を活用してください。

適格消費者団体の対応



現在認定を受けた団体の詳細は10ページ・11ページをご参照ください。

1 提供された被害情報をもとに、事業者への申入れなどを検討します。



2 今後の被害を防止することができるよう差止訴訟の結果も公表します。



【改善申入れ・提訴】

- 1**
- 事業者へ改善の申入れを行います。(裁判外の交渉)
 - 改善の申入れを受け入れない事業者に対して訴訟を提起します。
 - 訴訟を起す場合は、事前に書面による差止請求を行うことが義務付けられています。

その後、1週間の猶予期間に改善が無ければ提訴することができます。



【情報公表】

- 2**
- 申入れ、申入れに対する回答、訴訟の判決や和解の概要を公表します。



事業者

事業者は消費者契約法、景品表示法、特定商取引法をはじめとする各種法令を遵守することが求められます。裁判外の請求や訴訟前の事前請求にも誠意ある対応を示し、業務活動に目を配ることが重要です。

1 差止請求された場合は自らの業務活動をチェックし、違法行為と認めるときは迅速に対処してください。

2 公表された情報を元に、適格消費者団体の活動や申入れが行われた事業内容を確認し、コンプライアンス(法令遵守)経営をしてください。

「適格消費者団体」ってどんな団体？

■適格消費者団体の認定条件(内閣総理大臣が認定した法人です)

- 特定非営利活動法人または一般社団法人もしくは一般財団法人であること
- 不特定かつ多数の消費者の利益擁護のための活動を主たる目的とし、その活動を相当期間継続して適正に行っていること
- 体制及び業務規程が適切に整備されていること
- 理事会の構成および決定方法が適正であること
- 消費生活、法律の専門家とともに確保されていること
- 経理的基礎を有すること など

■内閣総理大臣(消費者庁長官)による監督措置

- 3年の更新制、報告徴収、立入検査、適合命令、改善命令、認定の取消など

■情報公表措置

- 判決、和解などの概要を消費者庁および国民生活センターのホームページで公表
- 現在の適格消費者団体は、10ページから11ページをご覧ください。



※ご自身の被害回復(救済)は各地の消費生活センターへ相談しましょう

